

次に、議席5番、須藤信吉君。

〔5番 須藤信吉君登壇〕

○5番（須藤信吉君） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、須藤信吉でございます。

ただいま議長の命により発言の許可がありましたので、通告に基づき3点、4項目の質問をさせていただきます。執行部の誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

最初に、J T跡地についてですが、子育て支援センター建設計画及び医療モールの見通しについてですが、7月の議会において質問させていただきまして、そのときの答弁の中に、9月までには計画の見通しが示せるようなということで答弁いただいておりますので、その辺の内容について答弁をお願いいたします。これは、J T跡地と医療モール一緒をお願いいたしてございます。

それから、染谷川改修維持管理についてですが、工事の進捗状況、あと維持管理について、この維持管理についてですが、昨年8月のゲリラ豪雨がありまして、そのときには多大な被害をこうむったと思います。この辺において地域住民もこのゲリラ豪雨に対しては、非常に関心を持っているというか、不安を抱いております。この辺においても工事の進捗状況、あとは維持管理について、この汚泥処理だと思えますけれども、その辺の工事計画についてご答弁をお願いいたします。

それでは、3番目のナンバー189お知らせ版についてですが、臨時職員募集、この臨時職員募集ですけれども、この件について、私もちょっと勉強不足がありまして、ちょっと調べましたところ、これは国の計画に基づいてのものということも察しておりますが、8月の15日にお知らせ版で臨時職員の募集がありまして、その次の189号の9月1日号で、また臨時職員の募集ということが書いてあります。この辺について、下のほうに米印で、「なお、募集は9月議会での補正予算議決の後となります」というコメントも入っておりましたので、この辺のコメントにおいても詳しくご答弁いただければと思います。

3点、4項目についての執行部の誠意ある答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

副町長、古谷功君。

〔副町長 古谷 功君登壇〕

○副町長（古谷 功君） それでは、須藤さんのご質問に対しましてお答え申し上げます。

7月の一般質問の中でもJ T跡地、子育て支援センター並びに医療モールの進捗状況についてというようにご質問をいただいております。その中での答弁の中で、9月までには努力をして報告したいというような町長からの答弁があったと思えますけれども、その後何回か電話等では協議はしておりますけれども、実質的な進捗はないというのが残念ながら現状でございます。特に4月に社長が入院されまして、いまだ入院をしているというような状況でございます。その中におきまして、ウエルシア本社におきましては、松本副社長が社長代行というふうなことで業務のほうは執行しておるようでございます。それらにつきまして、7月の23日にそのあいさつを兼ねまして、副社長が役場のほうに来ていただきましたけれども、その中におきましてJ T跡地、子育て支援センターにつきましては、鈴木社長が大変な思い入れをしているというようなことで、退院をしてから協議を進めていただきたいというようなことで、大変それまでお待ちいただきたいというような報告をいただいております。そういうことで鈴木社長まだ退院できませんので、見通しとしては、大分いい方向に回復しておるというような報告

は受けておりますけれども、まだ入院中というふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、医療モール、これらにつきましてもウエルシアとしては、もう受け入れ態勢は万全なのだというふうなことで、大変な努力はしておるようでございます。テナント料、無料でもいいのだけれどもなというふうな話、この間副社長は言っておりましたけれどもそういう内容で公募しているかどうか、ちょっと確認はしておりませんが、そういうただでもいいのだと、入ってもらえればいいのだというふうな話はしておりましたけれども、そういう努力をしておるけれども、なかなか現実的に出店していただくような方がいないというふうなところでございます。一日も早く所期の目的が達成できればというふうに私どもも願っておるわけでございますけれども、そういう状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問はありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） J T跡地と医療モールについては、町長のほうからも先行きの見通しについてはご答弁いただいておりますので、町長のほうからも経過報告ですか、それについて答弁をお願いできればと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

境町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えします。

ただいま副町長が答えたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） このJ T跡地に関しては、百条委員会も設置され、また前年度の9月の決算委員会でも審議をされた経過を持っています。私も多分5回ぐらい、この件については一般質問させていただいております。

この経過ですけれども、17年の12月から18年の10月、これで検討委員会で答申を出されていると、この辺がもうスタートだと思えます。その辺において、それからきょう現在、答弁がまだ先へ進まれないと、見通しが立っていないというふうな答弁、今副町長からありましたけれども、では実際に、あそこにJ T跡地の跡に、子育て支援センターを本当に計画しているのか。あとは子育て支援センターの基本設計、このものを町としても本当に話し合いをしているのか。その辺についてちょっと答弁お願いできますか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

副町長、古谷功君。

○副町長（古谷 功君） それでは、お答え申し上げます。

須藤さんのご質問でございますけれども、おくれた理由というのは、再三再四私のほうからも説明してあると思えます。この間、百条があり、住民訴訟がありというふうなことで、7月の17日になって、改めて訴訟のほうの判決があったと、その結果、控訴期限を含みまして、8月の3日に境町勝訴というふうな判決がいただいたというふうな経過がございます。この間、ウエルシアのほうにもお願いはして

きましたけれども、裁判の結果を見なければ、裁判そのものが契約違反というような内容での訴えでございましたので、そういう経過を見ているのかなという気は私はしておりました。そういうことでございますので、それ以上の強くはなかなか向こうのほうでも、なかなか積極的な協力を得られなかったというのは、そういう深い事情があったのかなというような気はしております。

今基本計画の話もありましたけれども、基本的には、今言いましたように、鈴木社長が退院をしてから両方で協議をして進めていきたいというように考えています。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問はありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） それでは、平成20年度の3月15日の一般質問の、これは齊藤政一議員だと思えます。中に、古谷副町長の答弁におかれまして、この内容において、「基本的な契約書というものが県のほうにもございますが、それらをもとに契約書を作成したわけですが、その中の何条かは、これはいいだろうという中で、協議の中で何条かは削除しています」と書いてあります。「町独自の契約書を作成してきたというような状況でございます」、この町独自の契約書を作成したとご答弁あります。その中には当然買い戻し条項や条項を入れればという話もありましたけれども、その要綱の中に、解約することもございますというようなことでございますけれども、買い戻しとなると、非常に町として大変な問題になってくるだろうと想定されると、そういう中で関東ウエルシアの社長さんは、錦を飾りたいというような大きな目的の中で境町に出店をしたいという心意気であったと、それらの信頼関係の中である程度守っていただけるものを契約書の中に入れようということなのでということが書いてあるのですね。そうすると、もう絶対なるウエルシアの鈴木社長さんが故郷に錦を飾りたいと、だからそういうことはないだろうと、契約をね。いまだかつてあそこの子育て支援センター、計画書も何もできていない。当然町がつくってもらわけですね。まだ先方と話はずいていません。それについてはちょっと納得いかないのではないかなと思うのですけれども、これは町長の答弁、副町長でもいいのですけれども、答弁願いますか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 進まない理由は、先ほど副町長申し上げたとおりでございます。裁判がある、あるいは議会からも工事差しとめの意見書まで県を通して出ていますよね。そういう中ですから、これは当然相手だってそういう中ですぐやりましようとなかなか言ってくれない。これ常識だと私は思っています。

やっとな今度、裁判のほうも片づきましたし、強く私のほうでもお願いをすることができますけれども、あくまでもこれ寄附ですから、お願いするしかないのですね。あくまでも寄附行為になりますから、計画は町でつくっているのですから、お金を出してもらうのは寄附行為になります。その辺のご理解いただけませんか。これ契約書にもちゃんと協力するということになっています。子育て支援センターについては協力するという、図面の作成にも入っています。ですから、私どもとしては、これは寄附してくれるって約束したのだから、当然守っていただくという姿勢は今でも一貫して変わりませんし、相手も必ず守ってくれると、こういう方向で来ています。ただ、おくれた事由については、当然今までの経過を考えますと、はい、そうですか、寄附しますよと喜んでくれる人は、私同じ人間としてなか

なかないのではないかと、このように理解しています。その辺のところはぜひともご理解をいただいて、議員さんのほうでもウエルシアに早くやっってくださいという要望でも出していただけると、大変助かるところでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） ただいまの町長の答弁ですけれども、このウエルシアの社長が地元で錦を飾りたいと、その信頼のもとに契約をされているような感覚があったと思うのです。ここに書いてあるわけですから、そのものにおいて、今町長の答弁の中において、そのときには、ただ一方的に、百条委員会がつくられ、県にもその辺の書類が出され、だと思えるのですけれども、その辺のいきさつにおいては何ら行き違いが、それはあると思うのです。ですけれども、7月の17日ですか、裁判で一応却下されたということで、住民訴訟においては、町長の行政報告の中にもありましたけれども、それはわかります。だから、当然、それから9月に報告をいただけるということでしたから、その辺も踏まえて、もう、これを言っているかわからないですけれども、来年度の、斉藤政雄議員からありましたけれども、来年2月には町長選挙が控えているとあります。その辺において、任期中には、一応結論を出していただきたいなど、私も思ったわけです。

9月には、ある程度の方向づけができないと、当然その辺のものが、あそこのJ T跡地が500坪はどうなるのか、不安な状態にいるということです。ですから、何回もくどういようですけれども、あそこについて、ウエルシアの鈴木社長がまだ入院されているということでもありますけれども、ではあそこにつくってもらうのには、どのような規模のものをどういう計画で、町として図面をかいているのか、それだけをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 前にも申し上げましたとおり、はっきりとした金額等をまだいただけていませんので、図面は引いておりません。ただ、頭の中で構想はできて、お話ししてあります。相手が設計して、そのように持ってくるかどうか、まだわかりませんが、ただいろんな意見が最近出てまいりまして、あそこにつくるのは危険ではないかという声もかなり出てきています。そういうものも踏まえて、やっぱりしっかりと結論を出していきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いしたいと存じます。

○議長（木村信一君） 質問はありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） 建物ですね、基本設計について、私が再度質問いたしておりますのは、予算的にどのくらいのを組まれておられるのか、全然検討もつかないのですね。一度町長が答弁の中に、そのお金でいただいても、後からつくってもやぶさかではないでしょうと、そういう答弁を聞いています。その判断を下すときに、私たち子育て支援センターがどのくらいの規模で、どのくらいの予算で町が考えているのかわかりませんので、その辺についての基本設計というかな、それを聞いておりますので、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

副町長，古谷功君。

○副町長（古谷 功君） それでは，お答えいたします。

予算規模と言いますけれども，あくまでウエルシアさんのこれは寄附行為というようなことでございますので，ウエルシアさんがどのくらいの規模の予算をこの子育て支援のセンターに充ててくれるのかというものを確認しなければ，ちょっとわかりませんので，その辺がどの程度の規模が必要なのかというのも，これからのウエルシアの社長が退院して後の両者の協議ということになろうかと思っておりますので，ご理解いただきたいと思っております。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） これね，きのう，きょうの質問ではないのです。当然お金いただくとか，そういうことも出てきています。その中において，私議員として実際の費用がどのくらいなのか，それも全然見当つかないで，基本設計を，これはもう全協でも基本設計を出していただきたいと，何度か言っていると思うのですよ。でも，それはまだ土地の配分が決まっていないとかいうもので，先延ばしされてきました。でも，ここに，あそこにカスミも出店され，ウエルシアも出店し，それで医療モールも入っていただけるように準備も整いました。今残っているのは，子育て支援センターの500坪，あれは全然明確になっていないということです。私たち議員としても，2年半もあそこに審議をされまして，いまだかつて，今までの答弁では，ちょっと答弁としてはですね，答弁ではないのかなと思われるのですけれども，だから結局，ここまでなってきたときに，その辺のものを面積でも，どういう建物というのはやっぱり出せるものではないのですか。それちょっと議長，お願いします。

○議長（木村信一君） 答弁をお願いします。

副町長，古谷功君。

○副町長（古谷 功君） それでは，お答え申し上げます。

4月の20日でしたっけか，社長が入院したわけでございます。その前の土曜，日曜日，せっかく社長が病院に入院する前の日程をあけていただきまして，議会の皆さんに，議会の議長，副議長さんに来ていただきたいというような要請がございました。その要請を実現しなかったというようなことで，そのまま20日にはもう入院してしまったと，それ以降，その細かい打ち合わせは都設計代理としても，また副社長の松本氏にも入院中というようなことで，このJ T問題については余り相談ができないというような状況でございますので，もうあれからずっと進展がないと，せっかくのチャンスを逃してしまったのかなという気はしております。

いずれにいたしましても，松本副社長もこの前，社長代行ということであいさつしていただきましたけれども，約束は必ず守るよというような副社長としての意見も言っていただいておりますので，いましばらくお待ちいただければというふうに考えています。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） このJ T跡地に関しては，何回議論しても，前回も，9月の決算委員会開かれますので，その辺で一般質問としてやらせていただきたいとありましたけれども，今副町長の答弁の中において，私が答弁いただいて，私の想像ですけれども，一向に何もやっていないと，ということは，

議会でこれだけ議論をして、その後に対して町は、子育て支援センターを実際に考えていないのではないの、別に、その町長、副町長のその答弁に関して、何だかんだ言うのではなくて、もう流れ的に、その辺のものを何で出せないのと、1年半前ですよ、あの基本設計においても、出していただきたい。だから、その辺のものは今絵もかいていない、町長の頭の中にかいてあると、それが何でコンピューターでいえばディスクの中であって、それがハードコピーとして出されないのか、その辺のものも、今町長が頭の中に描いている図面を出すことはできないのですか、漫画的に、それちょっと答弁願います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 先ほど申し上げましたとおり、昨年のは百条で大変なことで、裁判やら何やらということになっていました。そういう中で最終的には議会のほうから県を通して、ウエルシアに対して工事の差しとめの要請までしているわけですね。繰り返していますよね。そういう中で交渉できないのですよ、正直言って。裁判が起きていましたから、これも結論出るまでは売却が無効になるかどうかという裁判が起きているわけですから、こうしろああしろって交渉はとてできない状態なわけです。それをご理解いただけたらと思うのです、普通なら。議会で百条つくって証人喚問して、社長さんと呼んで、これはやろうではないか、いろんな意見が出ていますけれども、そういう状況がずっと続いてきて、その間に約束だからこっちはこっちでやれということ、私人間としてとて交渉できない状態にありました。これはぜひご理解していただきたい、議員の皆さんにも。片方で肩乗り上げて、片方でこう言ったって、なかなかご理解いただくのは大変だと思うのです。1年半やっていますと言うけれども、1年半の間、そういうことばかりですよ。最近になってやっとそういうものが解決して、今度対等の立場で交渉ができる、今そういう立場になったところです。ですから、当時頭の中へ絵かいていました、私は。こういうものをつくってという、それを今公表しなさいといったって、予算づけもないものをとて公表するわけにはいきませんし、考えているだけのことですから、ただそういうものに向かって、ただ寄附していただけたらという約束はありますから、前にも申し上げましたとおり、最悪の場合は金でもやむを得ないかなと思っていますけれども、これは決着は私の任期中にしっかりとつけてまいりたいと、こう思っていますので、ただいまのところの状況は、ウエルシアの社長が今入院中です。先ほど副町長が申し上げたとおりです。2日前に、2日間あけておきますから、議会の皆さんと一度お話をしたいと言っていたのですけれども、その2日後に入院して、かなりの重体の経過を経たようであります。今幸い回復に向かって、間もなく退院も近いということですから、これが退院されましたら、お話し合いができる状態になりますけれども、そういう状況でありますので、ぜひとも須藤議員さんにも、今までの経過をよく踏まえて、今おっしゃっていることが本当に正しいのかどうか、そういうことをご理解いただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 今の答弁に対し、質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） 私の質問がちょっと町長、副町長に対してご理解いただけないのは残念なのですが、私は、今現状で子育て支援センター、実際どのように考えてどのような設計をされているのか、そのものを出していただきたいと、ただ今の現状のままでは、もうあそこに500坪で残って、あれだけは残っていると、確かに外構工事、歩道関係も確保されました。多分案がスタンバイされたと思う

のですよ。だけれども、その後、一向に進んでいない。これが子育て支援センターの問題だと思うのですよ。

医療モールについては、建物もできましたし、募集をしているということですから、これはウエルシアのほうの努力の範囲かなと思います。

ですから、私は、無理な質問はしているとは思わないのですね。ただ、子育て支援センターについて、すぐやるとかではなくて、こういうものになっていますと、寄附だからこっちからは強く言えないとか、こっちはこうしておいて、こっちからこれとか、そういうのではなくて、そのものをね、私たちは議会として向こうに、ウエルシアのほうに話をしに行ってくださいとか言われましたけれども、根本的な交渉もしていなかったし、一応そういう子育て支援センターについて、どのような話をされているのか正確な話はまだ聞いていません。そういうような話を聞いて、ここまでやっているのだよと言われてれば多分、私も行くことに対しては賛成をしたのかなと思っております。

今町長の答弁の中に、任期中には子育て支援センターを、この件については決着をつけますと答弁いただきましたので、これについては、子育て支援についてはこれで質問を終わりにします。

○議長（木村信一君） 続いて、質問の2項目めに対する答弁を求めます。

産業建設部長、齊藤時雄君。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、続きまして、染谷川改修維持管理についてのご質問にお答え申し上げます。

この染谷川については、計画延長が2,315メートルでございます。そのうち改修済みが566メートルの区間となっております。現在用地取得をかけているところでございますが、7月にお答えしました進捗率83.4%の進捗となっているわけでございます。今後も用地取得に対してまして、地権者と交渉しながら進めてまいりたいと考えております。

また、次に、維持管理でございますが、特に議員おっしゃる質問につきましては、若・境線から上流部の用水路の件かと感知するところでございます。これについては先ほどございましたように、8月の2日の豪雨のときにも冠水した状況がございます。特に町内もありまして、今回臨時交付金の中で公共下水道しゅんせつを1,700万の工事を発注したところでございます。また、染谷川の上流部分につきましても、家屋等が乱立してしまっていて、工事用車が入れない状況でございます。それにつきましても出入り口等の確保をしながら、今後吸引しゅんせつ等もございまして、その計画の中で進めて、住民の人たちにご迷惑をかけないような方策をとってまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問はありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） ただいまの部長の答弁の中におきまして、染谷川の改良工事の進捗状況については毎回聞いて、少しずつ、一步一步進んでいるのかなと、このように思われます。あとは、その染谷川というよりも、あそこの用水路の維持管理においても、7月の答弁の中においても除草作業とか、そういうそのごみとか汚泥関係の作業も行っているということにおいて、7月の予算の中にも土木費の河川改修費として、染谷川の河川維持管理費用として染谷川のしゅんせつ工事、約1,000万がこれ補正予

算で組まれています。この辺においても地元の人が、このころが境・若線から晩翠のところまで、旭化成の住宅団地入っていくところまでの橋までのしゅんせつ工事ということを聞いています。その辺においても、あそこが維持管理をしていただければ、水の流れも大分変わってきます。その辺においてもこの計画が今どのようにどの段階まで進んでいるのか、計画についてできていれば答弁をお願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁願います。

産業建設部長， 齊藤時雄君。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

この工事につきましては、特殊な工事ということがございまして、今いろんな関係からデータを取りまして、設計した中で発注したいと考えております。なかなか汚泥処理等の問題、それから住居の乱立したところからのしゅんせつということでございます。一般の道路工事と違ひまして、ちょっと特殊なものがございまして、もうしばらくご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対して質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） 染谷川はあその用水路におきまして、これは昨年8月の28日、ゲリラ豪雨で床下浸水、床上浸水というものが報告されています。このときには町も住民も相当こういうものがあるのかなと身にしみて感じたと思うのです。きょう現在も、今日においても、茨城県ではないですけども、ほかの県でこのゲリラ豪雨と匹敵するようなものも発生しています。そういうことでできるだけその維持管理においては、早急にできれば進めていただきたいなど、このように災害状況が床下浸水が61と、床上浸水が16と、この辺においても、ここにおられますけれども、橋本議員の近くの上町付近においては、相当な被害をこうむったと思うのです。店の改造もしなくてはいけないと、これは上町ばかりではなくて、ほかの地域、上小橋においても浄化槽で水洗にして、水洗をしたらその水が入ってきて、トイレから水が入ってきたという被害も出ています。その辺においてこの雨に対しての不安感というのは、この地域住民は相当持っていると思うのです。その辺も踏まえて、この工事の方法はいろいろとあると思います。予算も限られると思います。それは理解できますけれども、できるだけ早くこの工事に取りかかっていたいただきたいと思っております。

大体の予定としてのあれはわかりますか。産業建設部長， お願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

今須藤議員さんがおっしゃるように、ゲリラ豪雨については境町だけではなくこの近辺、いろんな市町村でも被害を受けているわけでございます。ただ、今、進捗、計画はどうなっているのだというご質問でございますが、やはり私の考えとしては、やはり下流部からしゅんせつというのが必要でありますので、ですから今計画を重ねているところではありますが、解消、ある程度の解消はできるかと思うのですけれども、全面的な解消というのは今後の染谷川改修が最優先だと考えているところでございますので、今計画としてはやるということだけは考えていただければ、今後進め、ここ一、二カ月の中で進め

る予定でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） 今、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか、私が質問したのは、この工事進捗状況ではなくて、このしゅんせつ工事の維持管理の計画について、いろんな工事があると、その辺についての工事方法、あとは計画、予定がいつごろになるのか、これは今米の刈り入れどきになっています。それを待ってからになるのか、その辺をちょっと聞きたかったのです。工事の進捗状況については自分も理解していますので、結構です。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

これは、やはり7月の補正を組んでからの話でございますので、今すぐやれるという状況ではございません。ただ、皆さんに迷惑かけないよう早急に工事計画をした中で進めたいということで先ほどもお答えしているわけでございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） 天災は忘れたころにやってくるという言葉があるとおり、工事をね、予定はとってあるのだけれども、遅かったということのないように、できるだけ早く、一日も早くこのしゅんせつ工事に入っていただきたいと思いますので、ご答弁は結構でございます。これで質問終わります。

○議長（木村信一君） 続いて、質問の3項目に対する答弁を求めます。

総務部長、齊藤進君。

〔総務部長 齊藤 進君登壇〕

○総務部長（齊藤 進君） それでは、私のほうから須藤議員さんの質問に対しお答え申し上げます。

ナンバー189番お知らせ版についてのご質問に対しお答え申し上げます。臨時職員募集についてのご質問でございますが、去る9月1日付で発行いたしましたお知らせ版、臨時職員を募集しますの内容でございますが、今回の募集は緊急雇用創出事業の前倒しで実施をするというものでございます。特に今回の募集に対しましては、茨城県からの強い要請によりまして、期限までに早急に実施するよとの通知を受けたことによりまして、町といたしましては10月より臨時職員を雇用していかとの計画の協議を県に対し行ってきたところでございます。

今回の広報紙に米印を記載をした経過と理由でございますが、結論から申し上げますと、茨城県労働政策課の指導に従いまして挿入をさせていただいたということでございます。

まず、雇用期間につきましては、本年10月から来年3月までの6カ月間を予定をさせていただいておりますが、そのためには一定程度の募集期間や面接試験の時間等の前段の手続が必要なため、9月号のお知らせ版に掲載をしたものでございます。なお、お知らせ版は、月2回の発行となっております、10月1日付で採用するということに関しましては、9月1日号がタイムリミットとなっておりますので、その旨ご理解のほどをよろしくお願いをしたいと思います。

さらには、茨城県で定めました平成21年度雇用創出等基金スケジュールがございまして、これにより

まして8月25日が今年度の最終事業計画書の提出期限日となっておりますので、今回事業計画書を提出をしたすべての市町村についても同様の指導が茨城県よりなされておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問はありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） この臨時職員募集という項目ですね。私もちょっと勉強不足で、この点について一応いろいろ調べさせてもらいましたら、これは根源は麻生政権での補正予算、主な17基金、約4兆円のものから出されていると、私も理解できました。このことにおいて実際に国から来るから、お金が来るわけですから、それに応じて町の基金を取り崩しとか、一般財源を取り崩すとか、そういうものないからこうなったと思うのですけれども、この臨時職員の募集において、できればこのものが出されたときに、8月の26日に議会運営委員会が開催されたと思うのです。そのときにこのような説明があれば、このお知らせ版の米印の内容が理解できたのかなと思います。その辺が私としても、何でまたという、8月の15日に臨時募集かけて、また9月の1日のお知らせ版で臨時募集かけていると、その辺の流れですね、その辺について私もちょっと理解できなかったものですから、私もちょっと調べましたら、先ほど総務部長から話があったとおり、そういうことですけれども、議会が開かれている日程は決まっているわけですから、できればこういうものについても一応議運のほうで報告をしていただければと思います。

それと、今回は6カ月間の臨時雇用であると、これについて6カ月を過ぎた場合に、これはどうなるのか、町としてどう考えているのか、この雇用者に対して、急に決まったことですからはっきりはわからないと思うのですけれども、その今後の予定についてわかれば答弁願えますか。

○議長（木村信一君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

緊急雇用につきましては、議員先ほどご指摘のように、麻生内閣において緊急性があるというようなことでやられたわけございまして、先ほどのお知らせ版の2つの件でございますが、実は8月の15日にまちおこし推進室で2名募集をかけてございますが、こちらについては去る7月の議会において議決をいただきましたので、8月15日に掲載をしたという経緯がございます。

なお、今回の9月1日号につきましては、先ほどご答弁申し上げましたけれども、10月1日から採用するということがそれなりの前段の手続がございますので、茨城県のほうからは広報紙等で募集をする場合は、そのように必ず記載をするようにと、こういうご指導があったということでございますので、まことに申しわけございませんが、そういったことでご理解を願いたいと思います。

なお、6カ月が過ぎた後の6カ月ということでございますが、現実的には、基本的には6カ月でございますが、その職務の内容によっては、さらに延ばすことも可能というふうな中身になっております。

その場合は、必ず茨城県ともう一度事業の計画に対する協議を行った上で、もちろん期限が切れる前ですけれども、事前に行って6カ月でもう一度6カ月で切りかえるというふうなこともあるということでございます。ただ、6カ月、6カ月で最高1年というふうに県のほうからは指導を受けておりますの

で、ひとつその旨よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問はありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） 人の採用ですから、これは慎重にやっているとありますが、行政改革の一環として、これは国のほうで補正予算でこれだけ予算をとったから、これに対して地域の活性化のために、職を離れた人、なくした人、そういう人たちのために出された基金だと思います。それについてとやかく言うつもりありませんけれども、今度の職種において受付、あとは作業員というものもうたわっています。その辺において受付という職種が今現在の中において、当然必要であるから要望したと思うのですが、私ここ2年ぐらい、あそこのインフォメーションセンター、サークルがありますけれども、あそこで見たこともないし、実際に2名という受付がどのように考えられているのか、もしお考えについて答弁を聞きたいと思うので、総務部長で結構です。お願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

受付でございますが、基本的にはこの緊急雇用の事業そのものが新規事業でないと該当しないというふうな制約が実はございましたので、私どものほうではあえて知恵を絞りまして、境町の観光案内のために受付を2名、6カ月間配置をしたいというふうなことで計画をいたしまして、茨城県のほうと協議が調ったと、こういう内容でございますので、ひとつよろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

須藤信吉君。

○5番（須藤信吉君） この補正予算の基金の件ですけれども、これは町当局がどうのこうのできることではないと思いますけれども、これも結局は皆さんの税金から成り立っていると思うのです。この辺において、私納税者として、やっぱりその辺のもののチェックをする、知る権利があると思いますので、この辺については皆さんとお話をしていきたいなど。ですから、この今補正の基金について、4兆円、これは朝日新聞に載っていましたが、その約60%はもう執行済みであるとうたわれています。私の友達に、介護基盤緊急整備等の特例基金というものもあります。この辺についても今介護やっている人たちが当然恩恵を受けるのかなというのがありますけれども、この日にちの現在では、交付は全然執行されていないと、そのまま予算が残っているということになっています。この辺においても私もこの辺の基金のあり方、使い方については勉強したいと思います。

あとはきょうの質問において、3点、4項目質問させていただきましたけれども、私なりに今計画されているものがわかりやすい、実効性のあるものでやっていただきたいというのが私の今回の一般質問の重点項目に置いて質問させていただきました。これについては答弁結構ですので、今回の答弁においては、即やっていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（木村信一君） これで須藤信吉君の質問を終わります。